

母線の定格電流に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 H 編
高速船規則検査要領

改正事項

母線の定格電流に関する事項

改正理由

鋼船規則 H 編においては、SOLAS 条約第 II-1 章第 41.5 規則に基づき、主電源が船舶の推進に必要な場合には、冗長性の観点から、配電盤の主母線を少なくとも 2 母線に分ける区分母線方式とするよう規定している。この場合の定格電流は、それぞれ発電機容量及び給電回路の定格電流を基に決定する必要がある。

しかしながら、現行の鋼船規則検査要領 H 編においては、単一母線方式をベースにした母線の定格電流に関する一般的な要件の規定に留めている。

今般、多くの一般商船で採用されている区分母線方式について、一般給電回路における定格電流の考え方を参考に、同母線の定格電流に関する要件を単一母線方式の場合と区別して規定した。

改正内容

区分母線方式における母線の定格電流の要件を規定した。